第4章　兼業深化地帯における農業構造の展望

——愛知県安城市——

1. 地域と農業の概況
2. 農業生産体制の近代化と担い手としての「営農組合」の育成
   (1) 基盤整備の推進と営農組合の形成
   (2) 営農組合の組織構造と活動状況
   (3) 農協経営受委託事業，農用地利用増進事業等の推進
   (4) 営農組合への農地，転作，農作業の受託の集中状況
3. 農家の今後の農業経営に対する意向
   (1) 農家（耕作者＝経営主）の意向
   (2) 後継者の意向
4. 調査集落：和泉集落の農家の現状と動向
   (1) 和泉集落の概況
   (2) 農家，農業後継者
   (3) 世帯主年齢階層別にみた経営規模，貸付地
   (4) 営農組合による受託体制
   (5) 農地利用調整と集落農場制の推進

おわりに

1. 地域と農業の概況

安城市は，愛知県のほぼ中央部に位置しており，人口14万人（平成3年1月），県下7番目の西三河の中核都市として急速に発達して来た。中部経済圏の中心都市，名古屋市の30 km圏内の衛星都市であり，交通の便もJR，新幹線，名鉄が走り，名古屋へ30分と至便である。

現在の「安城の農業」は，都市近郊農業として展開しており，米作を基幹としながら，畜産，果樹にそさい，施設園芸等の集約的な農業部門を加えて多様な経営形態を取って展開している。農業粗生産額は，平成元年度が118億円でうち米・麦が35%，施設・そさいが28%，畜産が14%，花卉が9%，果樹が9%，その他が5%で米・麦は3分の1を占めるにすぎない。土地利用型の米，麦と畜産の鶏，牛の販売額が低下しており，代わって果実・園芸等の販売額が増加している。

2. 農業生産体制の近代化と担い手としての「営農組合」の育成

(1) 基盤整備の推進と営農組合の形成

基盤整備が，昭和43年度からの県営圃場整備事業，45年度からの団体営圃場整備事業によって本格的に推進されて来た（50年までに77%，56年までに91%を終了）。そして基盤整備事業を終了した地区から第2次農業構造改善事業，米生産総合改善パイロット事業，その他の多くの事業を導入して，トラクター，コンバインなどの近代化施設の整備を図って来た。

それとともに昭和46年から安城市農協営農組合構想によって，各種の補助事業で導入した高性能農業機械を貸し付け，農協の支所管内ごとに1営農組合を育成する計画が立てられ，推進されて来た。

具体的には，広域生産団地方式によって，管内の主要農業地域にカントリーエレベーター1基（2,000トン）の対象規模400 haを1生産団地とする5生産団地を設け，各団地に稲作専業農家による営農組合3〜4組合を組織し，農協が受委託の仲介を行って経営規模の拡大を図り，専業自立経営農家を育成するという方式が取られた。営農組合は3〜5名による構成とし，農協支店単位に組織して（1支店1営農組合），活動範囲を支店管内とするものであった。

昭和50年までに18営農組合が組織され，

58年には現在の26営農組合体制が整えられた。なお，営農組合の組織基盤となっている安城市の集落は旧村であり，旧村＝集落＝農協支所という特徴ある地域関係を形成している。したがって，集落規模が大きく，1集落平均の農家戸数は約140戸，耕地面積は120haである（1990年センサス）。

(2) 営農組合の組織構造と活動状況

営農組合の組織戸数は，2～9戸と少なく，平均でも4戸と，典型的な少数精鋭型である（未合併の安城市桜井農協は個別農家型）。組織形態は，法人が3組合あるが，大部分は任意組織である。作業方法も完全協業（含法人3）が5組合あるが，水稲作個人・転作作物協業が7組合，両方とも個人が13組合もあり，作業による結び付きは比較的緩やかで，多様な内容を持って組織されている。

営農組合の構成員の平均年歳は49歳である（129戸，世帯主，平成3年1月，安城市資料より）。なお，利用増進事業の農地の利用権の設定は営農部会員に限定しており，しかも年齢制限をしている。しかし，営農組合員の年齢が上がって来ていることから新規設定をすることが出来る年齢を平成3年1月に60歳未満から65歳未満に引き上げた（65歳以上は継続のみ）。

営農組合員の後継者は，「いない」が11戸，「学生・幼児」が42戸，「就農」が3戸，「他産業従事」が47戸で，後継者が大きな問題となっている。なお営農組合は「経営規模が小さく，しかも経営耕地は集落一円に分散し，作業効率を低下させている」ことが指摘されている。

(3) 農協経営受委託事業，農用地利用増進事業等の推進

安城市農協は昭和46年12月に「安城市農業経営受託規程」を総代会で承認し，47年度から農協が委託者から水田経営を受託し，受託者に再委託する方式を開始した。51年3月には安城市が，「安城市農用地利用増進規程」の許可を得て，同年に桜井農協管内で，52年からは市全域で取り組みを開始した。なお利用権の設定，切り替えに当たっては前述のように営農部会員に限定して来たが，62年4月に「安城市農用地利用増進事業利用権取得認定要領」，「同運用細則」を決め，明文化した。

57年から60年の春にかけて全市域に農用地利用改善組合を設立し，地域の土地利用調整（集団転作，ブロックローテーション，作付品種の統一）と農地の流動化を推進して来ており，利用権の設定率は平成元年度で13.2%と高い。

市農協は平成元年5月の総代会で「安城市農協農地保有合理化促進事業規程」を承認し，利用増進事業のうち，可能分をすべてこの事業に乗せ，農協主導による地域的な賃貸借農地の面的集積を図る予定にしている。

(4) 営農組合への農地，転作，農作業の受託の集中状況

農地を貸している農家数は総農家（表4-1注参照）の約3分の1であるが，営農組合に貸している割合は農家で63%，面積で76%を占めている。

転作では，委託農家が37%あるが，そのうちの73%の農家が営農組合に委託している。面積では約300ha，81%を占めているが，営農組合の資料によって面積をみると，麦で593ha，大豆で387haであり，割合では麦で62%を占める（大豆は転作面積121ha，転作は主に麦でカウントされている）。

作業受託では，農作業によって委託農家数，面積が大きく異なっているが，全作業で約700戸，200ha，春作業で約400戸，150ha，秋作業で約700戸，300haである（表4-2）。営農組合の資料によって農協・営農組合の割合をみると，耕起で約200ha，67%，収穫

表 4-1　農地の貸付け，転作状態と委託先　（単位：戸，%，ha）

農地＼地域	貸して			貸して	未回答	計	
	い る	営 農 (ha)	個 人 (ha)	いない			
安城市・桜井農協	1,970 (33)	1,248 (452.6)	655 (143.5)	3,091 (51)	969 (16)	6,030 (100)	
転作＼地域	委託し			委託して	転 作	未回答	計
	ている	営 農 (ha)	個 人 (ha)	いない	はない		
安城市・桜井農協	2,230 (37)	1,626 (293.9)	458 (67.2)	1,757 (29)	739 (12)	1,304 (22)	6,030 (100)

注 (1)　安城市「集落農場をすすめるための農業経営に関する調査結果」より作成．
(2)　平成元年 8 月 25 日現在，安城市の農家基本台帳（耕作者台帳）に登載されている市内在住者全員．配布数 6,906 人，集計数 6,030 人．平成元年 9 月配布，10 月回収．
(3)　センサスによる農家数は 3,967 戸（平成 2 年）．

表 4-2　水稲作業の委託状態と委託先　（単位：戸，ha）

		全作業	育苗	耕転	代かき	田植	防除	収穫	乾燥調製	その他
安城市・桜井農協	計	668 (176)	349 (114)	433 (146)	436 (150)	241 (70)	250 (20)	658 (263)	724 (315)	12 (4)
	農協，営農部会員	402 (117)	260 (90)	288 (98)	289 (100)	135 (42)	219 (112)	465 (188)	599 (275)	9 (3)
	個 人	266 (56)	89 (25)	145 (48)	147 (51)	106 (28)	31 (8)	193 (75)	125 (40)	3 (1)

注．資料は表 4-1 に同じ．（ ）内が委託面積（ha）．

で約 300 ha，70% を占めており，かなり集中率が高い。

3. 農家の今後の農業経営に対する意向

(1) 農家（耕作者＝経営主）の意向

安城市の農家の農業経営に対する今後の意向は表 4-3 のごとくであり，「縮小したい」が 10%，「やめたい」が 12% と両者で全体の 2 割強を占めている。「拡大したい」はわずかに 3% にすぎない。後に事例とする和泉支店では「縮小したい」が 14% とやや高いが，両者を合わせると 24% とほぼ同じである。

なお，これらの農家の 1 戸当たりの経営耕地面積は，「やめたい」農家が 24 a，「縮小したい」農家が 22 a であり（ただし縮小したい面積），零細農家ないし零細面積である。これら農家群から今後流出すると予想される耕地面積は約 300 ha であり，「拡大したい」農家の面積の 700 ha の 42% にとどまっている。供給不足と言える。

「縮小」，「やめたい」農家の農地に対する意向は，「貸す」が 37%，「作業委託」が 46% であり，「売る」は 3% にすぎない。むしろ「転用」が 14% を占めている。後に事例として検討する和泉支店でもほぼ同様であるが，「売る」は 0 である。なお，その相手先

表 4-3　5年後を目安とした経営（耕地）規模と縮小，やめたい農家の意向

（単位：戸，ha，%）

意向 / 地域	縮小したい		やめたい		拡大したい		その他	未回答	計
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積			
安城市・桜井農協	602 (10)	133.7	703 (12)	164.9	204 (3)	709.6	3,139 (52)	1,382 (23)	6,030 (100)
和泉支店	43 (14)	11.1	31 (10)	15.5	18 (6)	71.7	177 (56)	48 (15)	317 (100)

縮小，やめたい農家の意向 / 地域	貸す	相手方		作業委託	相手方		売る	転用する	計
		営農	個人		営農	個人			
安城市・桜井農協	391 (37)	297	44	487 (46)	382	60	36 (3)	150 (14)	1,064 (100)
和泉支店	27 (39)	24	1	34 (49)	28	1	0 (0)	8 (12)	69 (100)

注．資料は表 4-1 に同じ．

は営農組合が「貸す」で 87%，「作業委託」で 86% を占め，委託先の大部分を占めている。和泉支店では個人はわずかに 1 戸にしかすぎない。

昭和 54～59 年の 5 年間の安城市の利用権設定面積の増加は 219 ha，59～平成元年の増加は 182 ha であった。農地の流動化は今後もこのように加速されることが予想される。しかも，営農組合への集中，集積が進むものと予想される。

(2)　後継者の意向

耕作者（世帯主）の意向と後継者（18 歳以上）の意向との関係を，両者の意向のクロス集計結果によってみると表 4-4 のごとくである。耕作者（世帯主）と後継者の意向は対角線上の太線の枠内で主にクロスしており，相互にかなり了解がなされている。

しかし「農業をやめる」では（後継者の「現在やめている」，「私でやめる」），耕作者が 16% としているのに対して後継者では 34% と 18% もの差がみられる。また耕作者が「専業を引き継いで」も後継者は「自給程度は作る」，「所有地は耕作する」に，「専業拡大して」でも「専業的に農業を」などにも分散しており，後継者は農業に対してより消極的・後退的である。後継者の「自由に」なると，34% もの後継者がやめ，35% が「自給程度は作る」に，18% が「所有地は耕作する」にとどまっており，総じて後継者は自家農業に対して消極的・後退的である。したがって，前述の世帯主の意向以上に農地の流動化，農業経営の委託，農作業の委託等が進むものと推測される。

後継者でも年齢階層によって意向に相違がみられ，「親から農業をまかされた場合」の対応は，年齢階層が若くなるにしたがって農業からの後退の度合を強めている。20 代あるいは 10 代の後継者になるとより一層農業からの後退の意向を明らかにしているのである。

4.　調査集落：和泉集落の農家の現状と動向

(1)　和泉集落の概況

和泉集落は，農家戸数 290 戸，耕地面積 241 ha の大規模集落であり（表 4-5），農家は 9 班に分かれている（行政 12 班）。激し

表 4-4　耕作者（世帯主）の後継者に対する希望別の後継者の意向

（単位：戸，%）

後継者 / 耕作者	現在やめている	私でやめる	自給程度は作る	所有地は耕作する	専業的に農業を	専業拡大して経営	未回答	計	総数
自分の代でやめる	539 (79)	42 (6)	60 (9)	10 (1)	0 (−)	1 (0)	31 (5)	683 (100)	969 (16)
後継者の代でやめる	1 (3)	15 (52)	7 (24)	4 (14)	0 (−)	0 (−)	2 (7)	29 (100)	39 (1)
自給程度はやって欲い	71 (9)	50 (6)	528 (68)	97 (12)	2 (0)	0 (−)	33 (4)	781 (100)	965 (16)
所有地は耕作して欲い	17 (2)	28 (3)	185 (23)	529 (66)	19 (2)	5 (1)	24 (3)	807 (100)	954 (16)
専業を引き継いで	2 (3)	2 (3)	9 (12)	21 (28)	33 (43)	7 (9)	2 (3)	76 (100)	98 (2)
専業拡大して	0 (−)	0 (−)	2 (11)	2 (11)	5 (26)	9 (47)	1 (5)	19 (100)	30 (0)
自由に	225 (21)	138 (13)	386 (35)	197 (18)	33 (3)	18 (2)	95 (9)	1,092 (100)	1,509 (25)
後継者なし	16 (37)	10 (23)	5 (12)	3 (7)	1 (2)	1 (2)	7 (16)	43 (100)	142 (2)
未回答	265 (29)	69 (8)	235 (26)	166 (18)	12 (1)	9 (1)	146 (16)	902 (100)	1,324 (22)
計	1,136 (26)	354 (8)	1,417 (32)	1,029 (23)	105 (2)	50 (1)	341 (8)	4,432 (100)	6,030 (100)

注．資料は表 4-1 に用じ（安城市『住みよい豊かなむらづくりをめざして』70 頁より作成）．（ ）内が%．

い都市化と工業化によって，農家は著しく分化しており，専業農家率は 7.6%，第 1 種兼業農家率は 8.6% と低く，第 2 種兼業農家率が 83.8% と著しく高い。

水田面積は 227.7 ha であり（平成 3 年度基本面積，転作目標面積 80.8 ha，35.5%），転作団地化率は約 90% と高い。しかも 3 分の 1 が麦-大豆による 3〜4 年のローテーション体系を形成しており，水稲の作付品種の統一も推進され，地域的な土地利用調整が進んでいる。水田の 31.3 ha に利用権が設定されており，設定率は 17.9% と高い。

営農組合が 2 つあり（3 人×2，法人と任意組合），転作についてはこの 2 組合が受託している。集落農場制の推進モデル集落に指定されており，農用地利用改善組合によって農地の利用調整と面的集積が推進されている。

(2)　農家，農業後継者

安定兼業地域の集落であることから，農家の後継者は在宅・通勤兼業者として表 4-6 のようにほぼ確保されている。後継者が差し当たり問題と思われる世帯主年齢階層の 40〜60 代の後継者についてみると，「なし」は 60 代で 1 戸，50 代で 4 戸，40 代で 4 戸と比較的少なく，この年齢階層の 11% である。

しかし，農業の後継者となると，前述の市の意向調査でも明らかなように少なく，後継者の現在の就業状態は，和泉集落の後継者（224 人）の 71% が「月給とり」であり，「農業」は 3%（6 人）にすぎない。したがって現在の農業従事の程度は，「ほとんどない」が 65% を占め，「手伝い程度」が 25% で両者で実に 90% を占めており，「中心でやっている」は 12%（26 人）にすぎない。

表 4-5　和泉集落の概況と集落営農の目標
（「集落営農振興計画書」）

（単位：ha，戸，%）

(1)	農家戸数(戸)		
	専業農家	22	
	第1種兼業	25	
	第2種兼業	243	
	合計	290	
(2)	耕地面積（ha）		
	水田	225	
	普通畑	9	
	樹園地	7	
	合計	241	
(3)	作付面積（ha）		
	水田	127	
	麦	76	
	大豆	46	
	果樹	7.3	
	野菜	14.0	
	施設園芸	6.0	
(4)	利用権設定面積	31.3ha(17.9%)	
(5)	水田利用率	117%	
(6)	転作団地化率	89%	
	3～4年ローテーション	33%	
	バラ転作	10%	
(7)	営農組合員(6名)による受託面積		
	水稲	60ha	
	麦	75ha	
	大豆	50ha	
(8)	集落外からの入作	1.3%	
(9)	集落営農の目標と方策		
	① 水田の面的集積		
	（イ）委託農地の100%を利用調整による再配分(3年後30%，4年後60%，5年後100%)		
	（ロ）スパン毎の畦畔除去		
	② 水稲品種の団地化		
	③ 話し合いの場づくり		

注．安城市農協「集落営農振興計画書」（平成元年度～平成5年度）より作成．

表 4-6　世帯主の年齢階層別後継者の存在
（和泉集落内の4地区）

（単位：戸）

		世帯主年齢階層（代）						
		70	60	50	40	30	不明	計
後継者年齢階層	40代		8					8
	30		7	4				11
	20		3	16	9			28
	15～20			1	14	2		17
	～15			12				12
	なし	2	1	4	4	5		16
	不明						1	1
	計	2	19	25	39	7	1	93

注（1）安城市農業委員会資料（平成3年）より作成．
（2）世帯主は夫婦では夫，いずれかの場合はその年齢階層による分類。後継者は性別を問わない．
（3）70代以上は老人農家のみとし，世帯主が70歳以上であっても後継者が居る場合は後継者による分類である．
（4）後継者のなしは子供なし，他出を含む．

このように，農家の「家」としての後継者はほぼ確保されているが，農業の後継者は確保されていない。

(3)　世帯主年齢階層別にみた経営規模，貸付地

世帯主の年齢階層と経営耕地面積，借入地，貸付地の関係をみると表4-7のごとくである。自作地は60代の6,620 m^2を除くとほぼ4,000 m^2前後である。しかし経営耕地は，30代が3,646 m^2，40代が4,557 m^2，50代が8,594 m^2と年齢階層が高くなるにしたがってしだいに大きくなっており，それ以上になると逆に60代6,620 m^2，70代3,874 m^2と減少している。これは，借入地が50代までは増加していることと貸付地が50代を谷にして若くなるほど，また高齢になるほど増加していることによっている。

なお，貸付農家だけについてみると，経営耕地は30～50代までは2,000～3,000 m^2であり，貸付農家は自家飯米程度の水田しか作

付けしておらず，貸付地の方が上回っている。世帯主の年齢階層が若くなるほど経営耕地は少なくなっており，しかも貸付農家は自家飯米程度の作付けしかしていない。このような傾向は，今後より一層強まるものと予想される。

(4) 営農組合による受託体制

Ⅰ営農組合は48年に前述の補助事業によるカントリーエレベーターの建設，大型機械

表4-7 世帯主年齢階層別経営耕地，貸付地
（1戸当たり，平成3年）

（単位：m^2，戸，%）

世帯主＼項目		全農家（93戸） 自作地	借入地	経営耕地	貸付地	貸付農家（39戸） 貸付農家	経営耕地	貸付地	不耕作農家	全農家戸数
年齢階層	70代	3,874	0	3,874	9,375	1（50）	0	9,375	1	2
	60	6,620	0	6,620	2,259	9（47）	6,527	4,239	2	19
	50	4,126	3,971	8,594	1,227	9（36）	2,466	3,043	0	25
	40	4,491	67	4,557	1,873	16（41）	2,098	3,381	3	39
	30	3,646	1,339	3,646	2,958	3（43）	3,192	6,903	2	7
	不明	0	0	0	552	1（100）	0	552	1	1
	平均	4,661	1,196	5,890	1,906	39（42）	3,182	3,853	9	93

注（1） 安城市農業委員会資料より作成．
（2） 和泉集落（290戸，34地区）のうちの4地区（中本郷，宮前，宮ノ腰，中北）の93戸について．
（3） 借入地を貸付けている農家があるので，自作地＋借入地の合計が計と一致していない．
（4） 借入地の50代に和泉第2営農組合参加農家があり，86,339 m^2の借入地がある．

表4-8 Ⅰ営農組合（農事組合法人）の概要（平成2年度）

(1) 構成戸数	3戸（42歳，44歳，44歳。5,918 m^2，8,322 m^2，13,987 m^2）
(2) 事業内容	稲作，麦，大豆，温室（キク）の協業経営
(3) 経営耕地	①借入地（田） 組合員 150 a 組合員以外 3,850 a 合計 4,000 a ②施設 ガラス室 1,200 m^2 ビニールハウス 800 m^2（300 m^2，500 m^2）
(4) 労働力	組合員 6人（3戸×2人） 雇用者 5人（年間雇用，女性）
(5) 部分農作業受託	300 a 耕起20 ha，代かき20 ha，田植え3 ha，コンバイン収穫7 ha 経営受託…転作32 ha，転作大豆25 ha
(6) 機械類	耕耘機・トラクター 8台（15馬力以上） 動力噴霧器 1台 コンバイン 3台

注（1） 年齢は平成3年1月現在．機械のトラクターは平成元年度について．面積は市農業委員会資料による．
（2） Ⅰ第2営農組合も3戸（54歳，56歳，59歳）の構成である．
（3） 平成3年度の転作大豆（含むソバ）の受託はⅠ営農組合が278,456 m^2，Ⅰ第2営農組合が276,372 m^2である．
（4） 部分農作業受託の［ ］は元年度である（安城市『農務概要』1991，55頁より）．

の導入と関連して組織された4営農組合のうちの1つとして組織された（表4-8)。応募した4人のうちの3人（22～3歳，当時）で発足し，52年に農事組合法人となった。同時に年間就業の場とするために施設のキクを導入した。

I第2営農組合は水田利用再編対策による転作麦の受託組合として農協の要請によって54年に組織された（3戸，43～7歳，当時)。比較的経営規模の大きい農家の組織として転作作物のみの受託を協業とする組合として組織され，活動して来た。

これらの営農組合が集落の農地，農作業の受託で果たしている役割は大きく，貸し付け農地の81%（38.89 ha)，全作業の81%(11.01 ha)，部分作業の延べ面積の96%(72.47 ha，7作業）を受託しており，さらに転作では実に94%（22.43 ha）を受託している。典型的な営農組合による地域的な受託体制を形成している。

(5) 農地利用調整と集落農場制の推進

和泉集落では，農用地利用改善組合の利用調整によって転作の団地化と作付け品種の統一が図られており，さらにその担い手の営農組合の育成も前述のように図られている。集団転作率は90% を示しており，コシヒカリ団地を平成元年度に44 ha，2年度に40 ha，葵の風団地を2年度に11 ha形成した。

市農協の第6次計画で，「地域を対象とした考えの中で集落農場方式による農業振興対策」を推進することが決定され，平成元年度に和泉集落が重点集落に指定された。

和泉集落では，営農組合との話し合いを終わり，合意を得て，現在は営農組合の受託地の地図化などの具体的な作業過程に入っている。

おわりに

「安城の農業」は，昭和40年代後半からの大型圃場整備を基盤としてカントリーエレベーターなどの農協総合センターを中核施設として，ピラミッド型の近代的な地域農業生産体制を形成して来た。そして担い手も「集落」ごとに営農組合を育成して来た。農地の利用にあたっては，農用地利用改善組合を組織して集団転作を推進するとともに作付品種の統一など，利用調整を図って来た。

そして現在，地域農業の新たな再編段階を迎え，さらに合理的な土地利用形態としての集落農場制の形成が農地の面的集積によって推進されようとしている。

新たな生産体制としての集落農場制を形成するためには，その新たな条件整備を，①土地，②人＝担い手，③地域施設，機械，④地域調整組織の各方面から総合的に推進することが必要であり，とくに，推進主体，地域調整組織の農用地利用改善組合，集落農場推進委員会，農協支店などのソフト機能の果たす役割が大きく，その活動の強化とそれを支援する財政的な援助が望まれている。

（村　松　功　巳）